

(目的)

第1条 この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）においてヒートアイランド対策及び生物多様性に配慮した緑化を推進するとともに、人々を魅了する「美しい緑」に包まれた都市東京の実現を図るため、屋外緑化の整備に要する経費の一部を花と緑による緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「屋外緑化」とは、集客施設、業務施設、観光施設、文化施設その他の多くの都民等にぎわう施設等で、次に掲げるいずれかの場所において、樹木及び草花（コケ類を除く。以下同じ。）の植栽又は水辺環境（生物の生息・生育環境に適した状態にある池沼、湿地等をいう。以下同じ。）の整備を行うことをいう。
 - ア 接道部（道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路、農道、林道その他の道をいう。）に沿った敷地等をいう。以下同じ。）のうち建築物の存する部分を除いた部分
 - イ 接道部にある建築物の壁面
 - ウ 人が自由に立ち入ることができる建築物の屋上、ベランダ等
 - エ 人が自由に立ち入ることができる敷地のうち建築物の存する部分を除いた部分
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、敷地の外部から屋外緑化が行われていることを視認することができる部分
- 二 高木とは、通常の成木の樹高が 3 メートル以上の樹木（植栽時の樹高が 2 メートル以上のものに限る。）をいう。
- 三 中木とは、通常の成木の樹高が 2 メートル以上の樹木（植栽時の樹高が 1.2 メートル以上のものに限る。）をいう。
- 四 「モニタリング」とは、次条第 1 項に規定する補助対象事業により行った屋外緑化について、別表 1 の左欄に掲げる項目ごとに当該右欄に掲げる方法により、その効果の測定等を実施することをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業（補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）は、都内において新たに屋外緑化を行う事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 100 平方メートル以上の面積の屋外緑化を行うこと。ただし、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）第 14 条第 1 項の規定による緑化計画書に基づき実施する緑化（同条の規定による緑化計画書制度に類する制度が区市町村の条例で定められている場合において当該区市町村の条例に基づき実施する緑化を含む。）又は同条例第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項若しくは第 49 条第 1 項の規定による許可を受けて行う開発行為に伴い実施する緑化に係る面積は、当該面積に含めないものとする。
- 二 屋外緑化を行う場所の全体の面積（以下「全体面積」という。）のうち、樹木又は草花の植栽を行う場所の面積の占める割合がそれぞれ 3 分の 1 以上であること。この場合において、全体面

積のうち、樹木又は草花の植栽を行わない場所がある場合にあつては、当該場所において水辺環境を整備すること。

三 屋外緑化を行う場所を含む敷地において建築物を新設する場合にあつては、原則として、当該建築物が次に掲げるものではないこと。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2、第 86 条第 1 項から第 4 項まで又は第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるもの

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度利用地区、同項第 4 号に規定する特定街区又は第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区内に建設されるもの

ウ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 36 条第 1 項に規定する都市再生特別地区内に建設されるもの

四 前条第 1 号ウ又はエに規定する場所において屋外緑化を行う場合にあつては、当該場所について人が自由に立ち入ることができる状態を、同号ア、イ又はオに規定する場所において屋外緑化を行う場合にあつては、当該場所について視認することができる状態を、補助対象事業が完了した日の属する東京都の会計年度から起算して 6 年以上の期間、確保すること。

五 第 5 条第 2 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日から令和 2 年 3 月 15 日までの間に新たに屋外緑化を行うこと。

六 樹木の植栽に当たっては、高木を植栽する場合にあつては 40 パーセント以上、中木を植栽する場合にあつては 10 パーセント以上の割合を知事が別に定める在来種とすること。

七 屋外緑化を行うに当たり、環境省が選定する生態系被害防止外来種リストに掲載される種を使用しないこと。

八 屋外緑化を行う場所が、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 39 号）第 51 条第 1 項各号に規定する区域内でないこと。

2 補助対象者（補助金の交付対象となる者をいう。以下同じ。）は、都内において補助対象事業を実施する法人（都内の区市町村を除く。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象者としなない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

4 補助対象経費（補助金の交付対象となる経費をいう。以下同じ。）は、補助対象事業の実施に要する経費として別表 2 に掲げるものとする。

5 補助金の交付額は、補助対象事業を実施する場所ごとに、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。）の 2 分の 1 の額（補助対象経費に国その他の団体から補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の 2 分の 1 の額から当該補助金を控除した額）とする。ただし、10,000,000 円を上限額とする。

6 前項の規定にかかわらず、モニタリングを実施する補助対象者に対する補助金の交付額は、補助対象事業を実施する場所ごとに、補助対象経費の合計額の 5 分の 3 の額（補助対象経費に国その他の団体から補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の 5 分の 3 の額から当該補助金を控除した額）とする。ただし、12,000,000 円を上限額とする。

7 前 2 項の規定により算出した補助金の交付額に千円未満の端数が生じる場合にあつては、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める期限までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に知事が別に指定する書類を添えて、知事へ提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、東京都の予算の範囲内で補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定において、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号様式）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により補助金の交付決定の通知を受ける者に対し、必要な限度において条件を付すことができる。
- 4 知事は、第1項の決定において、補助金の不交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(調査等)

第6条 知事は、補助対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助対象事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は補助事業者の従業員その他の関係者に対し、質問をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき、補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）に知事が別に指定する書類を添えて、知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認める場合は、これを承認するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、東京都の予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。
- 3 第5条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。
- 4 知事は、第1項の承認をしたときは、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、前条の規定による申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(実施状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助対象事業の実施状況について、知事が指示する期限までに、実施状況報告書（別記第5号様式）に知事

が別に指定する書類を添えて、知事へ提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、令和2年3月15日が終了したとき又は第8条第1項の規定により補助対象事業の廃止が承認されたときは、補助対象事業の完了した日若しくは廃止が承認された日から起算して30日を経過した日又は令和2年3月15日のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に知事が別に指定する書類を添えて、知事へ提出するものとする。

2 補助事業者は、屋外緑化を行った場所における公開状況及び屋外緑化の維持管理状況等について、年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに管理状況等報告書（別記第7号様式）に知事が別に指定する書類を添えて、知事へ提出するものとする。

3 前項の規定による提出は、補助対象事業が完了した日の属する東京都の会計年度から起算して6年間行うものとする。

4 補助事業者は、モニタリングを実施したときは、別表1の左欄に掲げる項目に係る当該モニタリングの実施結果について、年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。

5 前項の規定による報告は、補助対象事業が完了した日の属する東京都の会計年度から起算して4年間行うものとする。

6 知事は、第1項、第2項及び第4項に規定するもののほか、必要に応じて、補助事業者に対し、補助対象事業の成果に関する報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金の確定額通知書（別記第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第12条 補助金の交付は、前条の規定による補助金の額の確定後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、前条の規定による補助金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書（別記第9号様式）を知事へ提出するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 知事は、第5条第1項の規定による補助金の交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

二 補助金を他の用途に使用したとき。

三 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

四 予定の期間内に補助対象事業に着手せず、又は完了しないとき。

五 第3条第3項各号に掲げるもののいずれかに該当するに至ったとき。

六 その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当したことにより同項の規

定による取消しを行った場合は、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

- 4 知事は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、既に交付を行った補助金があるときは、当該取消しに係る補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加額が1件当たり50万円以上のものの処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- 3 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第10号様式）を知事へ提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による承認をしようとするときは、前項の規定による申請を受けた後、速やかに財産処分承認書（別記第11号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 5 補助事業者は、第2項の規定による承認を受けて取得財産等の処分を行う場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上の場合は当該補助を受けた金額を、その収入がない又はその収入が補助を受けた金額を下回る場合は、当該収入の全額又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）第3-2により算出した補助金相当額のいずれか高い額を東京都に納付するものとする。

(帳簿の保存)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する東京都の会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところによる。

附 則（令和元年8月15日付 31環地環第111号）

この要綱は、令和元年8月15日から施行し、令和元年度の補助金について適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

モニタリングの項目	モニタリングの実施方法
屋外緑化を行った場所及び屋外緑化を行わなかった場所の表面温度及び温湿度	6 月から 10 月までの間、各月 1 週間以上、10 分間隔で測定を行う。
屋外緑化を行った場所における樹木及び草花等の生育状況等	<p>ア 春季（3 月～5 月）、夏季（6 月～8 月）、秋季（9 月～11 月）及び冬季（12 月～2 月）の期間（以下「四季」という。）ごとに各 2 日間程度観察、記録等を行う。</p> <p>イ 樹木及び草花の種類、生育状況（花の開花状況等を含む。以下同じ。）等がわかるよう写真を撮影する。</p> <p>ウ 水辺環境を整備する場合には、生物の種類、生育状況及び生息状況がわかるよう当該水辺環境の写真を撮影する。</p> <p>エ 屋外緑化を行った場所における樹木及び草花について、四季及び経過年数による変化がわかるよう全景の写真を撮影する。</p>
屋外緑化を行った場所に出現した動物の種類等	<p>ア 四季ごとに各 2 日間程度観察、記録等を行う。</p> <p>イ 可能な限り、出現した動物の種類を同定し、その頻度、誘引要因等を把握する。</p> <p>ウ 出現した動物の写真を撮影する。</p> <p>エ 動物の出現元（近隣にある池、緑地や丘陵など）が判明した場合又は出現元の可能性がある場合は、可能な限り当該出現元の写真を撮影する。</p>
その他	補助対象事業の実施に当たって、地域のボランティア等と連携をする場合にあつては、当該ボランティア等から得た情報の記録、整理等を行う。

別表 2 (第 3 条関係)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費 ※1	(直接工事費) 材料費 労務費	<p>補助対象事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>補助対象事業に係る工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省及び国土交通省の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付するこ</p>

		直接経費	と。 補助対象事業を行うために直接必要とする経費であって、次に掲げる経費をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する経費） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		（間接工事費） 共通仮設費	次に掲げる経費をいう。 ①補助対象事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する経費 ②準備、後片付け整地等に要する経費 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する経費 ④技術管理に要する経費 ⑤交通の管理及び安全施設の設置に要する経費
		現場管理費	請負業者が補助対象事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が補助対象事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	附帯工事費 ※2		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲の経費をいい、本工事費に準じて算定する。なお、一般公開を行うために必要となる安全施設等に関する最小限の経費については附帯工事費として計上できるものとする。
調査 設計費	調査設計費	調査設計費	本工事、附帯工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に必要経費をいい、類似の事業を参考に決定する。

※1 補助対象事業の主体を成す工事（工事に必要な準備工事を含む。）の施工に要する経費

※2 本工事の施工により必要となる、本工事以外の施設等の整備工事の施工に要する経費